



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号
アーク森ビル 36 階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

GDPR における新 SCC (標準契約条項)

1. はじめに
2. SCC とは
3. 新 SCC における主な変更点
4. 終わりに

弁護士 永井 万紀子

1. はじめに

2020 年 7 月 16 日に、欧州司法裁判所は Schrems II 判決において、欧州から米国へのデータ移転を行う際、①プライバシー・シールド¹は、個人データ保護の水準が十分でなく、データ移転の適法化根拠とはなり得ない旨、②SCC (Standard Contractual Clauses (標準契約条項)、下記 2 にて詳述) を根拠としたデータ移転は適法であるものの、移転先の法令・運用が SCC の遵守に支障を来さないかを個別に検討し、必要に応じて補完的措置を講じる必要がある旨等を判断しました。

当該判決を踏まえ、2021 年 6 月 4 日に欧州委員会が新しい SCC を採択²しており、2022 年 12 月 27 日までは、現在締結されている全ての SCC を当該新 SCC に切り替える必要があります。

¹ 欧州から、(国としては十分性認定を受けていない)米国に個人データを移転する際の枠組みとして 2016 年以降用いられていた制度であり、概要としては、データ移転を希望する各企業が米国商務省へ登録を行った上で、プライバシー原則における義務を遵守するとの条件の下にデータ移転を認めるとするものでした。

² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021D0914&from=EN> (末尾 ANNEX 部分が新 SCC (契約ひな型)となっています。)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

以下では、欧州における個人情報保護を定めた GDPR³に基づき個人データを(欧州から)域外移転する場合の適法化根拠も含め、新 SCC の概要につき説明します。

2. SCC とは

GDPR では、基本的には以下の 4 つの方式による場合につき、欧州域内から域外への個人データ移転を認めています(GDPR44 条)。

- ① 十分性認定を受けた国・地域等への移転(GDPR45 条)
- ② 企業グループ内で、拘束的企業準則(Binding Corporate Rules)に従った移転を行う場合(GDPR47 条)
- ③ 移転元と移転先が標準データ保護条項に則った契約を締結し、同契約に基づき移転を行う場合(GDPR46 条 2 項(c))
- ④ 個人データの主体(本人)が、データ移転に伴うリスクにつき情報提供を受けた上で、移転につき明示的に同意した場合(GDPR49 条 1 項(a))

日本は、2019 年 1 月 23 日に①の十分性認定を受けていますので、欧州から個人データの移転を受けるにあたり、日本の個人情報保護法(及び補完的ルール⁴)で定められたものの他に追加の対応を行う必要はありません。なお、十分性認定を受けている国は、2022 年 1 月末時点で、日本の他、アルゼンチン、イスラエル、ウルグアイ、英国、カナダ、韓国、ニュージーランドの合計 8 か国となっています。

②の拘束的企業準則(BCR)に従った移転を行うためには、企業グループ内で十分な個人データの保護基準を設けた上で、監督当局による承認を受けることが必要であり、実例はあまり多くはありません(楽天グループは、日本が十分性認定を受ける以前より、拘束的企業準則に基づく運用を行っていました⁵)。

欧州から十分性認定を受けていない国・地域へのデータ移転の方法として実務上一般的であるのが、③標準データ保護条項を用いた移転、すなわち、欧州委員会により定められたひな型を用いて、移転元と移転先が(移転するデータ保護の内容につき)契約を締結するというものです。

2018 年の GDPR 施行から昨年に至るまで、(GDPR の前身である)95/46/EC 指令の下で定められた SCC が標準データ保護条項として用いられていましたが、今般、新たに SCC が定められることとなったのは 1 のとおりです。

3. 新 SCC における主な変更点

従前の SCC では、あり得る移転のパターンのうち一部についてのみひな型が作成されていましたが、新 SCC では、以下のとおり全ての移転のパターンを網羅する形で規定が整備されました(従前の SCC はモジュール 1 及び 2 のみ)。

³ General Data Protection Regulation(一般データ保護規則)の略称であり、2018 年 5 月 25 日以降、EU 加盟国及び EEA(欧州経済領域。EU 加盟国以外ではアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインが該当。)において適用されています。本稿では、便宜上、GDPR の適用領域を欧州と記載します。

⁴ 「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf)。

同ルールは、欧州(及び英国)から移転された個人データにつき、GDPR(及び EU 離脱後の英国国内法)と同等の保護を行うために設けられたものであり、同データに対してのみ適用されるものです。

⁵ <https://corp.rakuten.co.jp/privacy/bcr.html>

移転形態	新 SCC にて適用されるモジュール
管理者 ⁶ から管理者への移転	モジュール 1
管理者から処理者 ⁷ への移転	モジュール 2
処理者から処理者への移転	モジュール 3
処理者から管理者への移転	モジュール 4

また、従前の SCC では、データの域外移転に関する義務のみが定められており、当事者間では別途個人データの取扱いに関する契約を締結する必要があったところ、新 SCC8 条及び ANNEX I B では取扱いそれ自体についても規定が設けられました。

新 SCC で特に重要となるのが 14 条で、移転先の国・地域における法令及び運用が SCC により定められた移転先(管理者ないし処理者)の義務履行を妨げると信ずる理由がないことを両当事者が保証することとされており、当該保証にあたっては(i)移転の具体的状況、(ii)移転先の国・地域における法令及び運用、(iii)SCC を補完するために講じられる契約的・技術的・組織的措置を考慮することとされています(なお、(iii)の技術的・組織的措置の例として、新 SCC の ANNEX II では、移転されたデータに関する仮名化・暗号化の措置、物理的・IT セキュリティの措置などが挙げられています。)

さらに、新 SCC16 条では、個人データの移転先において SCC の条項に違反し又は遵守できない場合には、遵守が再度確保される(あるいは契約が終了する)まで個人データの移転を中断しなければならない旨が定められており、この点も留意が必要です。

4. 終わりに

2 のとおり、欧州域内から日本へのデータ移転は充分性認定に基づく移転となるため、新 SCC を用いた移転を行う場面は必ずしも多いとはいえません。もっとも、(欧州域外の)処理者や海外子会社が欧州域内からデータの移転を受けるケースなど、SCC による移転を検討すべき場合も存在するため、新 SCC に関する⁸運用の動向には今後も留意が必要と思われます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁶ 管理者(Controller)とは、単独又は他の者と共同で、個人データの取扱いの目的及び方法を決定する自然人又は法人等をいいます(GDPR4 条(7)号)。

⁷ 処理者(Processor)とは、管理者の代わりに(＝管理者の指示の下に)個人データを取扱う自然人又は法人等をいいます(GDPR4 条(8)号)。

⁸ 例えば、Google が提供するアクセス解析サービスである「Google Analytics」を利用する場合、欧州域内のウェブサイト訪問者の情報がアメリカにある同サービスのサーバーに保存されることになり、これも域外移転に該当します。そして、フランスのデータ保護監督機関(CNIL)は、2022 年 2 月 10 日、Google が用意した域外移転に関する契約条項(従前の SCC)及び補完措置の有効性を否定し、ウェブサイト運営者に対し同サービスの使用中止を命じる決定を出していますので(※)、同サービスを欧州向けに使用している事業者は、今後の Google 側の対応を注視する必要があります。

※<https://www.cnil.fr/en/use-google-analytics-and-data-transfers-united-states-cnil-orders-website-manageroperator-comply>